

○総務省令第三十一号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令を次のように定める。

令和八年三月二十五日

総務大臣 林 芳正

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令

（趣旨）

第一条 この省令は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、地方公共団体情報システム（法第二条第一項に規定する地方公共団体情報システムを

いう。以下同じ。)のうち、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令(令和四年デジタル庁・総務省令第一号)第三条各号に規定する事務の処理に係るシステム(以下「住民記録システム」という。)に必要とされる機能等(法第二条第二項に規定する機能等(法第五条第二項第三号イからニまでに掲げる事項を除く。))をいう。以下同じ。)に関する標準化基準(法第五条第二項第四号に規定する標準化基準をいう。以下同じ。)を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 機能要件の標準 機能等のうち地方公共団体情報システムの標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し要件を規定したもので、第四条に規定する事項をいう。
- 二 帳票要件の標準 機能等のうち電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第四条第一号において同じ。)を出力する書面の様式に関し要件を規定したもので、第五条に規定

する事項をいう。

三 実装区分 地方公共団体情報システムに必ず実装しなければならない機能、地方公共団体情報システムに実装するか否かについて当該システムを開発する事業者が判断する機能又は地方公共団体情報システムに実装してはならない機能の別をいう。

四 適合基準日 地方公共団体情報システムが標準化基準に適合していなければならない日をいう。この場合において、当該日までに適合することを妨げるものではなく、また、当該日以降引き続き適合することを要するものとする。

(住民記録システムに必要とされる機能等に関する標準化基準の構成)

第三条 住民記録システムに必要とされる機能等に関する標準化基準は、次条で定める機能要件の標準及び

第五条で定める帳票要件の標準で構成する。

(機能要件の標準)

第四条 住民記録システムの機能要件の標準は次のとおりとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日に

ついでに総務大臣が告示で定める。

一 住民データ（電磁的記録に記録された情報であつて、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条各号に掲げる住民票の記載事項、同法第十五条の三第一項に規定する除票の記載事項、同法第三十条の四十五に規定する外国人住民に係る住民票の記載事項その他の住民に関する事項に係るものをいう。以下同じ。）、異動履歴データ（電磁的記録に記録された情報であつて、同法第八条に規定する住民票の記載等に関し必要なものをいう。以下同じ。）その他の情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理に係る機能を備えること。

二 市町村長（特別区の区長を含む。）が住民基本台帳法第十二条第六項の規定その他の同法の規定に基づき請求又は申出を拒む場合に係る機能を備えること。

三 住民基本台帳法第十一条第一項及び第十一条の二第一項の閲覧、同法第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十二条の三第一項、第十二条の四第一項及び第十五条の四第一項から第四項までの交付、住

民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第十二条第四項及び第三十条の十六第五項の通知並びに同令第二十四条の交付に係る機能を備えること。

四 統計に係る機能を備えること。

五 独自施策システム等（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第八号）第二条第七号に規定する独自施策システム等をいう。）、外部システム（同条第八号に規定する外部システムをいう。）及び共通機能（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち全ての地方公共団体情報システムに共通して実装することができる機能の標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第十号）第二条第二号に規定する共通機能をいう。）を備えるシステムとの連携に係る機能を備

えること。

六 住民データ、異動履歴データその他の情報について一括して処理する機能を備えること。

七 前各号に掲げるもののほか、告示で定める機能を備えること。

(帳票要件の標準)

第五条 住民記録システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面(第二十六号に掲げる書面を除く。)について別記様式に従い出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については総務大臣が告示で定める。

一 住民票の写し(日本人住民)

二 住民票の写し(外国人住民)

三 住民票記載事項証明書(日本人住民)

四 住民票記載事項証明書(外国人住民)

- 五 住民票記載事項証明書（世帯連記式）並びに通称の記載及び削除に関する事項
- 六 住民票除票記載事項証明書
- 七 住民票の写し（世帯連記式）
- 八 住民票の写し（世帯連記式）並びに通称の記載及び削除に関する事項
- 九 住民票の除票の写し
- 十 住民基本台帳の一部の写し（閲覧用）
- 十一 住民基本台帳法第二十四条の二第三項の規定に基づく通知がされた場合の転入届・転居予約を利用した転居届
- 十二 転出証明書並びに通称の記載及び削除に関する事項
- 十三 転出証明書に準ずる証明書並びに通称の記載及び削除に関する事項
- 十四 住民票コード通知票

- 十五 住民票コード変更通知票
- 十六 住民票コード修正通知票
- 十七 支援措置期間終了通知
- 十八 世帯主変更通知書
- 十九 世帯主変更依頼通知書
- 二十 住民異動届受理通知
- 二十一 職権記載等通知書（日本人住民）
- 二十二 職権記載等通知書（外国人住民）
- 二十三 成年被後見人異動通知
- 二十四 住居表示決定通知書
- 二十五 区画整理等に伴う住所変更通知

二十六 その他告示で定める書面

(住民記録システムに実装してはならない機能)

第六条 住民記録システムには、前二条の規定及びこれらの規定に基づく告示に実装してはならない機能として定めるもの並びに前二条の規定及びこれらの規定に基づく告示に定めるもの以外は、実装してはならないものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和八年四月一日から施行する。

(機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する住民記録システムで、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以降第四条に規定する機能要件の標準又は第五条に規定する帳票要件の標準に適合

することが困難なものとして総務大臣が認める地方公共団体の住民記録システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、総務大臣が告示で定める。

2 この省令の施行の際現に住民記録システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する住民記録システムを利用するものとして総務大臣が認める地方公共団体については、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

(要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置)

第三条 この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する住民記録システムで、第四条に規定する機能要件の標準又は第五条に規定する帳票要件の標準に適合することが困難なものとして総務大臣が認める地方公共団体の住民記録システムについては、この省令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において総務大臣が定める日から適用する。

住民票

氏名の振り仮名		個人番号	
氏名		住民票コード	
旧氏の振り仮名		生年月日	
旧氏			
世帯主		性別	
続柄		住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住民票

***		個人番号	
氏名		住民票コード	
***		生年月日	
通称			
世帯主		性別	
続柄		外国人住民となつた年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
国籍・地域		在留資格	
転入前住所			
法第30条の45区分		在留期間等	
在留期間満了日		在留カード等の番号	

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

様式第三号(第五条第三号関係)

住民票記載事項証明書

氏名の振り仮名		個人番号	
氏名		住民票コード	
旧氏の振り仮名		生年月日	
旧氏			
世帯主		性別	
続柄		住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

様式第四号(第五条第四号関係)

住民票記載事項証明書

***		個人番号	
氏名		住民票コード	
***		生年月日	
通称			
世帯主		性別	
続柄		外国人住民となつた年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
国籍・地域		在留資格	
転入前住所			
法第30条の45区分		在留期間等	
在留期間満了日		在留カード等の番号	

上記の事項は、住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

住民票記載事項証明書

	住所		
	世帯主		

1	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名		住所を定めた年月日	
	旧氏		届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者
	本籍			
	転入前住所			
	***		***	
	***		***	

2	***		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			外国人住民となった年月日	
	***		住所を定めた年月日	
	通称		届出日	
	生年月日	性別	続柄	在留資格
	国籍・地域			
	転入前住所			
	法第30条の45区分		在留期間等	
	在留期間満了日		在留カード等の番号	

3	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名		住所を定めた年月日	
	旧氏		届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者
	本籍			
	転入前住所			
	***		***	
	***		***	

4	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名		住所を定めた年月日	
	旧氏		届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者
	本籍			
	転入前住所			
	***		***	
	***		***	

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 _____ :

作成年月日:

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

上記の事項は、世帯全員の住民票に記載された事項と相違ないことを証明する。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

住民票除票記載事項証明書

氏名の振り仮名		個人番号	
氏名		住民票コード	
旧氏の振り仮名		生年月日	
旧氏			
世帯主		性別	
続柄		住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

上記の事項は、住民票の除票に記載された事項と相違ないことを証明する。

この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。

令和 年 月 日

住民票

住所	
世帯主	

1	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名		住所を定めた年月日	
	旧氏		届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者
	本籍			
	転入前住所			
	***		***	
	***		***	
2	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名		住所を定めた年月日	
	旧氏		届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者
	本籍			
	転入前住所			
	***		***	
	***		***	
3	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名		住所を定めた年月日	
	旧氏		届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者
	本籍			
	転入前住所			
	***		***	
	***		***	
4	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名		住所を定めた年月日	
	旧氏		届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者
	本籍			
	転入前住所			
	***		***	
	***		***	

住民票

住所	
世帯主	

1	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名		住所を定めた年月日	
	旧氏		届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者
	本籍			
	転入前住所			
	***			***
	***			***
2	***		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			外国人住民となった年月日	
	***		住所を定めた年月日	
	通称		届出日	
	生年月日	性別	続柄	在留資格
	国籍・地域			
	転入前住所			
	法第30条の45区分		在留期間等	
	在留期間満了日		在留カード等の番号	
3	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名		住所を定めた年月日	
	旧氏		届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者
	本籍			
	転入前住所			
	***			***
	***			***
4	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			住民となった年月日	
	旧氏の振り仮名		住所を定めた年月日	
	旧氏		届出日	
	生年月日	性別	続柄	筆頭者
	本籍			
	転入前住所			
	***			***
	***			***

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 _____ :

作成年月日:

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

住民票(除票)

氏名の振り仮名		個人番号	
氏名		住民票コード	
旧氏の振り仮名		生年月日	
旧氏			
世帯主		性別	
続柄		住民となった年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***		***	
***		***	

この写しは、住民票の除票の原本と相違ないことを証明する。

令和 年 月 日

(あて先)

届出日	異動日

異動事由

新しい住所	
今までの住所	

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別
フリ ガナ 1			
フリ ガナ 2			
フリ ガナ 3			
フリ ガナ 4			
フリ ガナ 5			

(あて先)

異動事由

No.	異動する(した)人の氏名	生年月日	性別
フリ ガナ 6			
フリ ガナ 7			
フリ ガナ 8			
フリ ガナ 9			
フリ ガナ 10			

転出証明書

届出日		転出予定年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			

1	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
本籍				
***		***		
***		***		
2	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	***		在留資格	
	通称			
	国籍・地域			
法第30条の45区分		在留期間等		
在留期間満了日		在留カード等の番号		
3	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
本籍				
***		***		
***		***		
4	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
本籍				
***		***		
***		***		

該当	国民健康保険 資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者 医療保険
		基礎年金番号	種別			
1						
2						
3						
4						

届出日		転出予定年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			
1	氏名		
2	氏名		
3	氏名		
4	氏名		

※本ページでは、機械読み取り用に、転出証明書の情報を二次元コードにて印字しています。

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 :

住民票コード :

作成年月日:

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

上記の者について、 から転出する旨の届出があったことを証明する。

令和 年 月 日

転出証明書に準ずる証明書

届出日		転出年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			

1	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
	本籍			
***		***		
***		***		
2	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	***		在留資格	
	通称			
	国籍・地域			
法第30条の45区分		在留期間等		
在留期間満了日		在留カード等の番号		
3	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
	本籍			
***		***		
***		***		
4	氏名の振り仮名		個人番号	
	氏名		住民票コード	
			生年月日	
			性別	続柄
	旧氏の振り仮名		筆頭者	
	旧氏			
	本籍			
***		***		
***		***		

該当	国民健康保険資格	国民年金		児童手当	介護保険	後期高齢者医療保険
		基礎年金番号	種別			
1						
2						
3						
4						

この証明書は、転出証明書の代わりに、転入届に添付すべき書類として発行したものである。

届出日		転出年月日	
転出先住所			
転出前住所			
転出前の世帯主			

--	--	--	--

1	氏名		2	氏名	

3	氏名		4	氏名	

※本ページでは、機械読み取り用に、転出証明書の情報を二次元コードにて印字しています。

通称の記載及び削除に関する事項

氏名 :

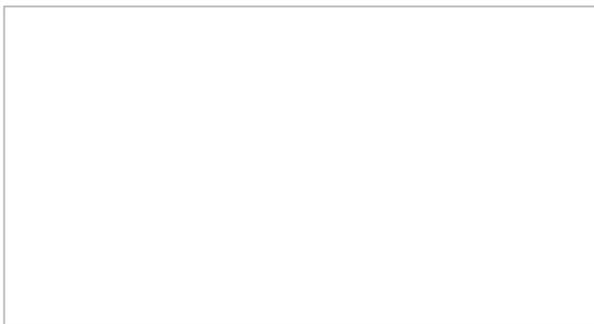
住民票コード :

作成年月日:令和 年 月 日

No	記載年月日	記載市区町村名	削除年月日	削除市区町村名	通称
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					

上記の者について、 から転出する旨の届出があったことを証明する。

令和 年 月 日



住民票コード通知票

—

住民票コード		生年月日	
氏名			

あなたの住民票コードは上記のとおりですので通知します。

令和 年 月 日

—

(お問合せ先)



住民票コード変更通知票

—

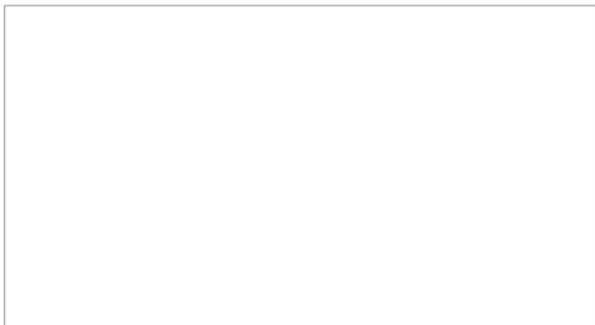
住民票コード		生年月日	
氏名			

あなたの変更後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。

令和 年 月 日

—

(お問合せ先)



住民票コード修正通知票

—

住民票コード		生年月日	
氏名			

あなたの修正後の住民票コードは上記のとおりですので通知します。

令和 年 月 日

—

(お問合せ先)



支援措置期間終了通知

記

- 1 支援措置対象者
(併せて支援を求める者)
- 2 支援措置の期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 その他

※支援措置の期間終了の1か月前から支援措置の延長の申出を受け付けます。
※延長の申出がない場合、支援措置の期間経過後に支援を終了します。
※既に手続済である場合、行き違いですので御容赦ください。

(お問合せ先)

--

世帯主変更通知書

住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項に基づき、職権により下記のとおり変更いたしましたので通知します。
世帯主が異なる場合は、お手数ですが、令和 年 月 日までに御連絡又は最寄りの窓口まで御来庁くださるようお願いいたします。

記

元の世帯主	
新しい世帯主	
変更事由	
変更日	

この処分に不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(お問合せ先)

--

世帯主変更依頼通知書

現在、あなたの世帯は、世帯主変更の手続が必要な状態です。
つきましては、令和 年 月 日までに世帯主変更の届出を行っていただきますようお願いいたします。

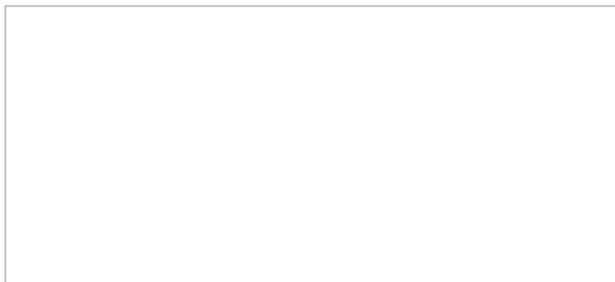
手続に際しては、窓口に来られた方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)の提示をお願いしていますので、必ず御持参ください。

また、市町村(特別区を含む)の国民健康保険に加入されている方で、資格確認書をお持ちの方は、資格確認書を併せて御持参ください。

現在の住民票の世帯主	
世帯主変更が必要となる事由	

※この通知が到着する前に届出をされた場合は、行き違いですので御了承ください。

(お問合せ先)



住民異動届受理通知

以下の内容の住民異動届を受理しましたので通知します。

届出日	_____
届出名	_____
異動者氏名	_____

この通知は、第三者が本人になりすまして虚偽の住民異動届を行う事例が発生していることを踏まえ、そのような虚偽の住民異動届の早期発見、ひいては予防の観点からお送りしているものです。

この通知に疑義のある方は、以下まで御連絡ください。

(お問合せ先)



職権記載等通知書

—

記

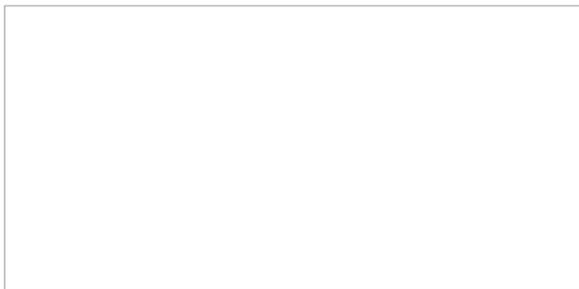
(住民票の記載事項、消除した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項)

氏名の振り仮名		生年月日	
氏名		性別	
旧氏の振り仮名		世帯主	
旧氏		住民となった年月日	
続柄		住所を定めた年月日	
住所		届出日	
本籍		筆頭者	
転入前住所			
***	*****	***	*****
***	*****	***	*****
記載理由			

この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(お問合せ先)



職権記載等通知書

—

記

(住民票の記載事項、消除した住民票の記載事項、修正後の住民票の記載事項)

***	*****	生年月日	
氏名		性別	
***	*****	世帯主	
通称			
続柄		外国人住民となつた年月日	
住所		住所を定めた年月日	
		届出日	
国籍・地域		在留資格	
転入前住所			
法第30条の45区分		在留期間等	
在留期間満了日		在留カード等の番号	
記載理由			

この処分不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定により、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内に、当自治体に対して審査請求をすることができます(なお、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があつたことを知つた日から6か月以内に、当自治体を被告として、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があつたことを知つた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(お問合せ先)

--

令和 年 月 日
第 号

様

成年被後見人異動通知

標記の件につきまして、下記のとおり へ転出する旨の届出がありましたので、平成12年2月23日付け自治振第16号「印鑑の登録及び証明に関する事務に係る成年被後見人の取り扱いについて」に基づき通知いたします。

記

氏名			
生年月日		性別	
本籍			
筆頭者			
転出先住所			
転出前住所			
届出日		転出年月日	

(お問合せ先)

住居表示決定通知書

住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第3条第1項及び第2項の規定に基づき、あなたの住居について、住居表示を実施し、下記のとおり街区符号及び住居番号をつけましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

氏名、名称又は施設の名称		
住所、居所又は施設の場所の表示	実施前	
	実施後	
実施年月日		

(お問合せ先)

--

区画整理等に伴う住所変更通知

この度、 に伴い、下記のとおり町名又は地番が変更されますので、お知らせいたします。

記

氏名、名称又は施設の名称		
住所、居所又は施設の場所の表示	実施前	
	実施後	
実施年月日		

(お問合せ先)